

迷惑電話ストップサービス利用規約

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます）は、当社が別途定める5Gサービス契約約款、Xiサービス契約約款、ワイドスター通信サービス契約約款またはワイドスターⅢ通信サービス契約約款（以下総称して「契約約款」といいます）のほか、この「迷惑電話ストップサービス利用規約」（以下「本規約」といい、以下契約約款と本規約を併せて「本規約等」といいます）を定め、本規約等により「迷惑電話ストップサービス」（契約約款に定める「迷惑電話おこわり機能」をいい、以下「本サービス」といいます）を提供します。なお、本規約は、契約約款の一部を構成します。

第1条（規約の適用）

本規約等は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の關係に適用されます。本規約等の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

第2条（用語の定義）

- (1) Xi 契約等：契約約款に定める5G契約、Xi契約、ワイドスター契約またはワイドスターⅢ契約の総称をいいます。
- (2) Xi 契約者等：5Gサービス契約約款に定める5G契約者、Xiサービス契約約款に定めるXi契約者、ワイドスター通信サービス契約約款またはワイドスターⅢ通信サービス契約約款に定める契約者の総称をいいます。
- (3) 利用契約：当社から本サービスの提供を受けるための本規約等に基づく契約をいいます。
- (4) サービス契約者：Xi契約者等のうち、当社との間で利用契約を締結した者をいいます。
- (5) 本サービスサイト：本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト
<https://www.docomo.ne.jp/service/annoyance_stop/>（当該URL配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします）をいいます。なお、本規約において本サービスサイト上に定めることとしている条件については、本サービスサイト上の定め（本サービスサイト上の定めが変更された場合は変更後のものとします）も、本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとします。
- (6) 対応端末：当社が本サービスを利用することができる自営端末設備として別途本サービスサイト上で指定する端末をいいます。

第3条（本サービスの内容等）

1. 本サービスは、次に掲げる機能を提供することを内容とし、その詳細は、本サービスサイト上に定めるとおりとします。なお、対応端末の種別、サービス契約者の契約状態等によっては、利用できる機能に制限がある場合があります。

サービス契約者があらかじめ登録した携帯電話、固定電話、公衆電話等の電話番号（以下「着信拒否番号」といいます）からの音声の着信に対して、ガイダンスによる自動応答後、通信

を切断する機能

2. サービス契約者が登録できる着信拒否番号の上限は、30 件になります。
3. サービス契約者に着信拒否番号からの着信があった場合、当社は、ガイダンスによる自動応答後、一定時間が経過した後に通信を切断します。
4. サービス契約者の着信拒否番号が 30 件を超える場合、当社は登録の最も古い着信拒否番号を削除した後、新たに着信拒否番号を登録します。
5. 保守や工事上のやむを得ない理由により、着信拒否番号の情報が消去されることがあります。
6. 当社は、サービス契約者にあらかじめ通知することなく、本サービス内容及び仕様を変更し、それらの提供を停止又は中止することができるものとします。
7. 緊急通報受理機関からの緊急呼コールバック（緊急通報（110/118/119）後の緊急通報受理機関からの折り返し呼を指すものとし、以下同じとします）があった際は、当該緊急呼コールバックが行われた番号が着信拒否番号に設定されている場合であっても、本条の規定にかかわらず、通信切断が行われない場合があります。なお、当該通信切断の有無は、緊急呼コールバックが行われる緊急通報受理機関側の設備状況によります。

第 4 条（利用契約の成立）

1. 利用契約は、Xi 契約者等が、本規約等の内容に同意のうえ、当社所定の方法により、着信拒否番号を登録した時点で、当社との間に成立し、その効力を生じるものとします。なお、Xi 契約者等が未成年者である場合は、利用契約の締結について法定代理人（親権者又は未成年後見人）の事前の同意を得たうえで本サービスの利用を行うものとします。

第 5 条（暗証番号等）

1. 本サービスの利用にあたっては、当社が Xi 契約等に基づき発行するネットワーク暗証番号（以下「暗証番号」といいます）又はドコモ回線 d アカウント（当社が d アカウント規約に基づき発行するものをいいます。以下同じとします）の入力が必要となる場合があります。
2. 当社は、本サービスの利用においてサービス契約者以外の第三者によって暗証番号又はドコモ回線 d アカウント（以下「暗証番号等」といいます）が入力された場合は、当社の故意又は過失による場合を除き、全てサービス契約者自身により入力されたものとみなします。サービス契約者は、暗証番号を善良なる管理者の注意義務をもって第三者に知られないように管理し、これを第三者に対して開示し、利用させ、又は貸与、譲渡、売買等してはならないものとします。暗証番号等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はサービス契約者が負うものとし、当社の故意又は過失による場合を除き、当社は責任を負いません。
3. 暗証番号等が不正に利用されたことにより、当社に損害が生じた場合、サービス契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

第 6 条（禁止事項）

サービス契約者は、本サービスの利用にあたって、契約約款に基づき Xi 契約者等に課せられる義務に違反する行為若しくはそのおそれのある行為又はドコモ回線 d アカウントを不正に使用する行為を行ってはならないものとします。

第 7 条（利用料金）

1. 本サービスの利用に係る料金（以下「利用料金」といいます）は、無料です。
2. 本サービスの利用に伴いガイダンスが流れ始めた時点で、発信者に通信料がかかります。
3. 本サービスの My docomo からの利用にあたっては、別途通信料がかかります。

第 8 条（個人情報）

当社は、本サービスの提供にあたり Xi 契約者等及びサービス契約者から取得する個人情報の取り扱いについて、別途「NTT ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。

第 9 条（サービス契約者が行う利用契約の解約）

サービス契約者は、利用契約の解約を希望する場合は、当社所定の方法により、登録した着信拒否番号を全て削除することにより、利用契約を解約することができるものとします。

第 10 条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、契約約款に定める場合のほか、サービス契約者が第 6 条（禁止事項）に違反したと当社が判断したときは、利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

第 11 条（利用契約の終了）

1. サービス契約者と当社との間の本サービスに係る Xi 契約等が終了した場合又は本サービスが廃止された場合は、当該終了又は廃止の時点をもって利用契約も自動的に終了するものとします。
2. 利用契約が解約その他の事由により終了した場合、終了時点以降は、本サービスをご利用いただくことはできません。なお、その後に再度利用契約を締結された場合であっても、終了時点以前に利用されていた際の本サービスの設定情報等は新たな利用契約には引き継がれません。

第 12 条（損害賠償の制限）

1. 当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった場合の当社が負う損害賠償責任の範囲等は、契約約款に定めるところに従います。
2. 当社の故意又は重大な過失によりサービス契約者に損害を与えた場合は、前項その他本規約において当社を免責する規定は適用しません。

第 13 条（通知）

1. 当社は、本サービスに関するサービス契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により

行うことができるものとします。

- (1) サービス契約者が契約約款に基づき当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
 - (2) サービス契約者が利用する sp モード電子メール（当社が別途定める sp モードご利用細則に基づくメッセージ R（リクエスト）及び sp モードメールを指します）のメールアドレスへの通知又は契約約款に定めるショートメッセージ通信モード（SMS）による通知
 - (3) その他当社が適当と判断する方法
2. 前項各号に掲げる方法によるサービス契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
 3. 当社は、第 1 項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関するサービス契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を本サービスサイト上に掲載した時点をもって当該通知がサービス契約者に対してなされたものとみなします。

第 14 条（残存効）

利用契約が終了した後も、第 7 条（利用料金）、第 8 条（個人情報）、第 12 条（損害賠償の制限）及び第 17 条（契約約款の適用）の定めは、なお有効に存続するものとします。

第 15 条（規約の変更）

当社は、次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合は、サービス契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更できるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更日以降は変更後の本規約が適用されます。

- (1) 本規約の変更が、サービス契約者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

第 16 条（本サービスの廃止）

1. 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、この場合、本サービスサイト上に掲載する方法により、サービス契約者に対してその旨を周知するものとします。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって利用契約は自動的に終了するものとします。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部を廃止するときは、廃止の期日等をサービス契約者へ通知します。
3. 当社は、第 1 項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止したことによりサービス契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第 17 条（契約約款の適用）

本サービスの利用に関し、本規約に定めのない事項については、契約約款の定めが適用されるものとします。

附則

2020 年 3 月 25 日 制定

2023 年 10 月 11 日 改定

2024 年 11 月 22 日 改定

2026 年 4 月 1 日 改定